

議第1号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年5月17日提出

横浜市会議員

鳴村勝夫	梶村充	酒井誠
瀬之間康浩	古川直季	松本研
市野太郎	小粥康弘	中尾智一
加納重雄	斉藤伸一	斎藤真二
伊藤大貴	大桑正貴	串田久子
荒木由美子		

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「12人」を「11人」に改め、同条第6号を削り、同条第5号中「12人」を「11人」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「12人」を「11人」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「12人」を「11人」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 経済・港湾委員会 11人

経済局及び港湾局の所管に属する事項

第2条第7号及び第8号中「11人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

常任委員会の委員の定数を変更する等のため、横浜市会委員会条例の一部を改正する必要があるので提案する。